

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 22 日

阿賀野市長 田中 清善

阿賀野市規則第 23 号

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市税条例施行規則（平成 16 年阿賀野市規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条市民税の表条例第 41 条第 1 項の項中「市民税・県民税税額決定兼変更通知書」を「市民税・県民税・森林環境税税額決定兼変更通知書」に、第 43 条中「市民税・県民税変更通知書」を「市民税・県民税・森林環境税変更通知書」に、第 45 条第 3 項及び第 4 項中「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」に改める。

第 6 号様式を次のように改める。

第6号様式(第10条関係)

新潟県阿賀野市 市民税・県民税 森林課税 徴収証書 ㊟									
市区町村コード				口座番号		加入者名			
1	5	2	2	3	4	00690-9-960022		阿賀野市会計管理者	
年 月 分				指 定 番 号		納入金額(1) 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を欄線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。				給 与 分 一括徴収 分を含む。		千 百 十 万 千 百 十 円			
				納 入 金 額		千 百 十 万 千 百 十 円			
納期限 年 月 日				退 職 所得分		千 百 十 万 千 百 十 円			
				延 滞 金		千 百 十 万 千 百 十 円			
納期限 年 月 日				額 外 手数料		千 百 十 万 千 百 十 円			
				合 計 額		千 百 十 万 千 百 十 円			
(特別徴収義務者)						徴 収 日 付		印	
住所又は所在地 氏 名 又 は 名 称						課 税		(納入者保管)	

上記のとおり徴収しました。

(納入者保管)

新潟県阿賀野市 市民税・県民税 森林課税 納入書 ㊟									
市区町村コード				口座番号		加入者名			
1	5	2	2	3	4	00690-9-960022		阿賀野市会計管理者	
年 月 分				指 定 番 号		納入金額(1) 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を欄線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。				給 与 分 一括徴収 分を含む。		千 百 十 万 千 百 十 円			
				納 入 金 額		千 百 十 万 千 百 十 円			
納期限 年 月 日				退 職 所得分		千 百 十 万 千 百 十 円			
				延 滞 金		千 百 十 万 千 百 十 円			
納期限 年 月 日				額 外 手数料		千 百 十 万 千 百 十 円			
				合 計 額		千 百 十 万 千 百 十 円			
(特別徴収義務者)						徴 収 日 付		印	
住所又は所在地 氏 名 又 は 名 称						金 庫 機 関 又 は 郵便局保管		(金融機関又は郵便局保管)	

上記のとおり納入します。

(金融機関又は郵便局保管)

新潟県阿賀野市 市民税・県民税 森林課税 納入済通知書 ㊟									
市区町村コード				口座番号		加入者名			
1	5	2	2	3	4	00690-9-960022		阿賀野市会計管理者	
年 月 分				指 定 番 号		納入金額(1) 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を欄線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。				給 与 分 一括徴収 分を含む。		千 百 十 万 千 百 十 円			
				納 入 金 額		千 百 十 万 千 百 十 円			
納期限 年 月 日				退 職 所得分		千 百 十 万 千 百 十 円			
				延 滞 金		千 百 十 万 千 百 十 円			
納期限 年 月 日				額 外 手数料		千 百 十 万 千 百 十 円			
				合 計 額		千 百 十 万 千 百 十 円			
(特別徴収義務者)						徴 収 日 付		印	
住所又は所在地 氏 名 又 は 名 称						納 入 済 通 知 書		納 入 済 通 知 書	

上記のとおり通知します。
(とりまとめ店) 受付店→第四北越銀行水原支店(とりまとめ店)→阿賀野市(阿賀野市保管)

市 民 税 県 民 税 納 入 申 告 書											
阿 賀 野 市 長 様											
年 月 日 提出				年 月 分		人 員		入			
退職手当等支払金額				十	千	百	十	千	百	十	円
特 別 徴 収 税 額	市 民 税										
	県 民 税										
地方税法第50条の6及び第233条の6第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											
(特別徴収義務者)										(受 付 印)	
住所又は平											
所 在 地											
氏名又は											
名 称											
個人番号又は											
法人番号											

納入申告書について

- この申告書は、退職所得に対する市民税・県民税を納入する際に使用する申告書です。退職手当等の支払があった月のみ記入してください。
- 納入申告書の各欄は、次により記入してください。
 - 「年月分」欄……退職手当等から市民税・県民税を特別徴収した「年」と「月」を記載してください。
 - 「人員」欄……退職手当等を支給した人の数を記載してください。
 - 「支払金額」欄……(2)に記載された者に対して支給した退職手当等の金額を記載してください。
 - 「特別徴収税額」欄……(2)に記載された者について算出された市民税及び県民税の合計額を記載してください。

第 6 3 号様式その 1 を次のように改める。

[illegible]

A horizontal number line with arrows at both ends. It has major tick marks at 0, 100, 200, and 300. The numbers are written below the line. A vertical line segment is drawn at the 200 mark, extending from the bottom to the top of the plot area.

第64号様式を次のように改める。

第64号様式(第16条関係)

年度	市民税 県民税 森林増徴税	変更通知書
----	---------------------	-------

あなたの市民税・県民税・森林環境税額は下記のとおり変更になりましたので通知します。

20	
----	--

収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
6 月 分					
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
収 入 部 門	区 分	変更前①円	変更後②円	増減③＝①円	
給与等引当収支額	年 税 額				
	6 月 分				
	7 月 分				
	8 月 分				
	9 月 分				
	10 月 分				
	11 月 分				
	12 月 分				
	特別徴収	1 月 分			
		2 月 分			
		3 月 分			
		4 月 分			
年金等引当収支額	第1期（4月分）				
	第2期（6月分）				
	第3期（8月分）				
	第4期（10月分）				
	第5期（12月分）				
	第6期（2月分）				
	普通徴収税額				
第 1 期					
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				

[illegible]

◎ 投資総額（借付金投資総額）	
借付金投資総額から、人的関係調整費額を引いた金額	割合

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市税条例施行規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。